

# 群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会  
発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫 2012年12月10日発行・No.21

## 震災対策特別号

支援司法書士の眼  
震災2年目の夏  
県内避難者支援活動

### 支援司法書士の眼

## Aさんは「なぜ」亡くなったのか？ 「原発事故関連死」と損害賠償



写真は立入禁止地域との境にある検問所である。原発周辺の町村の住民は、この検問所の向こう側から避難してきた。放射能という目に見えない悪魔に追われながら……。しかし、一本道。あせっても車は渋滞で遅々として進まない。そして、食料もガソリンも底をついた。それは絶望と戦いながらの逃避行であったろう。

被災者からの損害賠償請求を支援する司法書士は、一人のお年寄りの「災害関連死」が、原発事故と密接に関連していることを立証するため、立入禁止地域周辺の調査に入った。次頁以下、その報告である。

## 1 Aさんの死

双葉郡の海岸近い町場に住むAさんは高齢ではあるが、やや高血圧気味なだけで、風呂に入るとき以外は介護の必要もなかった。双葉郡で生まれ、双葉郡の男性のもとに嫁ぎ、5人の子に恵まれた。夫には先立たれたものの、長男夫婦と同居して、好きな畑仕事をしながらのんびりと生きていた。周りも、本人も「百まで生きる」ものと思っていた。

それなのに、Aさんの人生は思いもかけぬ形で断ち切られることになった。原因は、東電福島第一原発の事故により強いられた避難による、心身への負担である。

双葉郡の自宅が津波に流されたとき、Aさんは長男夫婦とともに近くの公民館に避難していた。その夜を公民館で過ごしたAさんたちは、12日の早朝から、原発事故の発生による避難を開始する。一家が車で向かったのは、浪江町津島の中学校だった。中学校は避難者で一杯で、一家は車の中で一夜を過ごした。ガソリンを節約するためにエンジンを切っており、車内はとても寒かった。一枚だけあった毛布にAさんがくるまった。11日の震災発生後は、水も、食べ物も入手できなかったため、飲まず食わずの状態だった。

翌13日早朝、一家は国道114号線を福島方面に向かう。福島に住む次男の家に避難するためである。福島までの距離はおよそ40キロ。普通なら1時間ちょっとで着く道である。しかしこの日、一家が福島に着いたのは午後1時過ぎだった。国道114号線は、避難する車で埋め尽くされていたからである。

Aさんは次男の家でやっと横になれた。水も食べ物も口にすることができた。しかし、二日間の避難の道程は、Aさんの体力を徹底的に奪っていた。次男の家に落ち着いてから3日目の16日朝、Aさんは意識を失って倒れた。息をしていなかった。医療関係者の次男が人工呼吸して息を吹き返したAさんは福島医大に運ばれたが、医大病院は原発事故の影響で大混乱しており、入院はおろか、治療を受けることもできなかった。Aさんは医大の紹介で高齢者介護施設に入れてもらえたものの、4月6日、帰らぬ人となった。

Aさんの葬儀は身内だけの寂しいものだった。警戒区域の墓地に納骨することもできない。遺族の悲しみ、苦しみは余人には計り知れないものである。Aさんの長男は東電に対しAさんの慰謝料を請求した。東電は、事故発生から4月6日まで26日間の実費と日割計算した慰謝料のみ、約9万円の支払なら応じるという。原発事故さえなければ、いまでも変わらずに生きていたに違いない母親の死に対する償いが9万円。遺族は原子力損害賠償紛争解決センターに対し、母親の死について損害賠償を求める調停を申し出ることを決心する。

## 2 東電の反論＝原因は津波

Aさんの遺族が、原子力損害賠償紛争解決センターに対して行なった調停申出に対する東京電力側の反論は、「Aさんは津波によって避難を開始した。Aさんが避難がもとで死亡したとしても、その原因は津波である。よって、Aさんの死と原発事故との間に相当因果関係はなく、東電に責任はない」というものだった。

Aさんの避難が津波によって開始されたのは事実である。東電側はその事実だけをとらえて、責任を否定している。しかしAさんが避難した過程をたどれば、原発事故との関係は明らかに思える。けれど、そのことをいくら主張しても、東電は否定する。Aさんの死が津波ではなく、原発事故による避難が原因であることを立証しなければならない。私は、立証の手立てを求めて、まずAさんが避難した国道114号を、福島から浪江町に向かってみることにした。10月8日のことである。

### 3 国道114号

福島から川俣までの国道114号は、道幅も広く快適な道だった。行き交う車も多い。しかし月館に向かう分岐を過ぎると、様子が変わってきた。道幅が狭くなったばかりでなく、道の落ち葉や道路脇の伸びた雑草から、ほとんど車が走っていないことがわかる。山間を走る道はただひっそりしていた。民家もあまりなく、人影も少ない。

小綱木の集落で人を見かけた。停車して話を聞いてみた。

「3月12日だったかな。道に車が数珠つなぎになっていた。車と車がくっついていて、道



の向こうに行くことができないほどだった。何ごとが起きたのかと思った」

おばあさんが話してくれた。渋滞は三日ほど続いたという。寒くてみんな車の中にじっとしていたという。

山の中の道に車が数珠つなぎになっている様子を想像しようとしたが、できなかった。114

号線は通る車もなく、ただひっそりとしているばかりだった。

114号線を通る車がないのは、津島で一般車両通行止になっているからである。避難者があふれた津島中学校の先に、他県から派遣された機動隊のバスがあり、検問をしている。空間線量は1.29マイクロシーベルト毎時。3月12日にはもっと高かったに違いない。

緩やかな起伏のある谷沿いに田畑がひらかれている。例年であれば実りの秋だ。しかし今年の田畑はセイタカアワダチ草が我が物顔にはびこっている。見渡す限りくすんだ黄色いセイタカアワダチ草ばかり。不気味で、無残な光景だった。

「原発も、セイタカアワダチ草も、アメリカからやって来たんだな」

葛尾村のガソリンスタンドで農家の人があふと漏らした言葉である。何代も営々と培ってきた田畑が放射能によって汚されている。

「田んぼが元通りにならなきゃ、戻れるわけない」

農家の方はそう言った。



一日かけて浪江町、葛尾村、田村市都路、川内村を走った。双葉郡がどうなっているかを自分の目で見、その上で東電に対する反論を書くためである。阿武隈山地の西側の現状は垣間見えたが、海側の実状を知ることではできなかった。海側の様子を見ることができれば、津波だけではあれほど過酷な避難をす

る必要がなかったこと、したがって、Aさんの死の原因は原発事故による避難が原因であることを証明できると、私は考えていた。しかし、いまでも高放射線量が続く警戒区域であり、外部の立ち入りが規制されている現場を見ることは、やはりできなかった。

では、どうするのか、私は次善の策を考えた。

#### 4 「災害関連死」という言葉は適切か？

Aさんは「災害関連死」の認定を受け、給付金を支給されていた。災害関連死は、「建物の倒壊や火災、津波など地震による直接的な被害ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など間接的な原因で死亡すること」と定義されている。この定義は原発事故に言及していない。しかし、平成24年9月30日現在の復興庁の統計によれば、福島県の災害関連死者数は東日本大震災の被災地中最大の1,121人にのぼる。全体の約半数が、福島の被災者なのである。原発事故の影響がないはずがない。

私は、平成24年11月2日付で復興庁から公表された「東日本大震災における震災関連死の死者数」と題する文書を手に入し、そこに記載された福島県の死者数に注目した。そして津波による死者数との対比、さらには人口比を出してみることにした。結果は別表のとおりである。この表からいくつもの事実が浮かび上がる。

まず第一は、原発事故による避難区域とそれ以外の津波区域とで、関連死者数が大幅に異なることである。新地町では津波の死者（死亡届がされた方を含め「直接死」と記載）116名に対して、関連死6名。相馬市では津波の死者458名に対して、関連死17名。これに対し、警戒区域・避難準備区域となった南相馬市から広野町の津波死の合計887名に対して、関連死は879名となっている。

次に津波による死者と関連死の比率をみてみよう。新地町、相馬市の津波死者と関連死者の比率は0.04。これに対し南相馬市から広野町の比率は0.99となる。原発事故地域の関連死の比率は、他の被災地域とは比較にならないほど高率であることがわかる。関連死がいまも増加していることを加味すれば、原発事故地域では関連死が直接死を上回っているのは事実である。

## 別表

	直接死	関連死	H23. 3. 1人口(一部H22)
福島県		1, 121	
会津若松市		3	
郡山市		3	
○いわき市	330	100	341, 402
須賀川市		1	
○相馬市	458	17	38, 087
田村市		1	
○南相馬市	636	336	70, 772
伊達市		1	
大玉村		1	
鏡石町		2	
石川町		1	
三春町		1	
○広野町	2	26	5, 418
○楢葉町	13	67	7, 701
○富岡町	23	119	15, 996
川内町		49	
○大熊町	11	66	11, 511
○双葉町	20	73	6, 932
○浪江町	182	192	20, 908
葛尾村		17	
○新地町	110	6	8, 387
飯舘村		39	

出典：震災関連死分は、復興庁H24. 11. 2付公表資料。

直接死（死亡届分を含む）及びH23. 3. 1時点の人口は、「東日本大震災（地震、津波）、被害状況専門サイト」。

○印は津波被災地域。

さらに関連死と人口の比率を見ると、新地町は0.0007、相馬市は0.00044となる。これに対し、南相馬から広野町まで7市町村全体の比率は0.0053である。

原発事故によって避難を強いられた地域は、それ以外の地域と比べ、津波死の約24倍、人口比で約12倍の関連死が発生していることになる。

これらの数字が物語ることは何か。南相馬から広野に至る地域における関連死者の大部分は、原発事故さえ起きなければ、死なずにすんだという事実である。原発事故さえなければ、南相馬から広野に至る地域での関連死の数は、24分の1から12分の1ですんだはずだということである。

この地域で「震災関連死」とされた人々のほとんどは、原発事故に起因した避難によって死亡した。その意味で、自然災害による死亡を想起させる「震災関連死」という呼称をこの地域で使用するの是不適切で、正しくは「原発事故関連死」と呼ぶべきである。それらの人たちは、原発事故の被害者たちなのだから。

## 5 被害者としての原発事故関連死者Aさん

Aさんもまた、原発事故関連死者の一人である。Aさんの住む地区が津波の被害を受けたとしても、原発事故さえ起きなければ、町ぐるみの避難は不要だった。そこには無傷の町があり、避難施設も診療所もあって、津波の被災者は十分な手当を受けることができたはずなのだ。なにも、飲まず食わずで、3日もかけて福島市まで避難する必要はなく、疲労や心労も格段に少なかった。自然災害である津波だけなら、Aさんは死なずにすんだはずである。

しかし、原発事故が起きた。東電や国から決して起きないと言われていた事故が起きたとき、避難する道路も、避難施設の整備も、食料や燃料の備蓄もされていなかった。起きるはずのない事故に備えは不要とされていたからである。

原発事故は自然災害ではない。原発によって利潤をあげていた事業者である東京電力株式会社が起こした事故である。事業者は事業によって他人に損害を与えれば賠償する責任を負う。その事業が、原子力発電という危険性の高いものであれば、事故を起こした事業者の責任はきわめて重い。だからこそ、特に「原子力損害の賠償に関する法律」が作られたのである。

Aさんの遺族は、この法律に基づいて慰謝料を請求した。しかし東電は言を左右にして応じようとしなない。東電の姿勢は、責任回避に血道を上げているように、私には見える。

東京電力のホームページの冒頭には次の一文が掲載されている。

「私どもの福島原子力発電所の事故により、今なお、発電所周辺地域のみなさまをはじめ、広く社会のみなさまに、大変なご迷惑、ご心配とご苦勞をおかけしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます」

この文章には、事故の当事者としての責任の認識が見事なまでに欠落している。ある被害者は、私に対して次のように言われた。

「多くの人々の人生を台無しにしたことに対する心からの謝罪が、東京電力からまずなされなければならない。そのことなしに、次の段階に進むことはできない」

東京電力はこのような謝罪をいまだしていない。原発事故の損害賠償請求を支援する司法書士の役割は、ただ単に損害賠償請求の手続きをすることだけではない。東電の法的な責任を追求することを通じて、Aさんやその遺族や同じように苦しんでいる被害者の思いを実現することこそ、本当の役割なのだと私は考えている。

(原発事故損害賠償請求支援司法書士団 齋藤幸光)

# 東北大震災、2年目の夏

関西学院大学教授 野田正彰氏

東北大震災から一年半。春が来て夏が過ぎ、秋冬をへて、なんとか耐えてきた一年後の3.11が通り過ぎ、再び草いきれの濃い夏となった。岩手、宮城の海岸部の町や村で落ち着かない生活を続ける被災者、福島県の「中通り」（福島市や郡山市など）へ追い出された福島第一原子力発電所爆発事故の被害者、盛岡や仙台さらに全国各地へ移住して仮の暮らしを送っている人びと。それぞれが喪った人、失った物、失った故郷と密かに対話しながら、月日を遣り過ごしていることだろう。



先週も仙台へ呼ばれて行った。七夕の街は、以前に増して賑やかだ。復興事業関係者、彼らにサービスする人々に溢れ、かつての「杜の都」は軽薄な活気に満ちている。昨年5月、仙台へ行ったときも、その一か月前の緊張と呆然が混じりあう都市がすっかり変わり、商店街、飲食店街が騒ついていたのに驚かされたものだった。今、復興景気に沸く仙台は、ビジネスホテルの一室をとるのさえ難しくなっている。

東北大震災は海岸津波被災地仙台・宮城と福島原発被害地、および現地と中央（政府、各県庁、東京電力、マスコミ）との関係、さしあたりこの二つの軸から観ていこう。

何度となく訪ねた福島。ここで何が進行しているのか。あまりに一方的な認識、報道しかされてこなかった。当初の「がんばろう日本」、「がんばろう福島」の声に今も歪められ、不都合な事態や発言は無視されてきた。

例えば福島第一原発20km圏内にあつて埼玉県へ避難移住した双葉町の井戸川克隆町長は、「国は20mSVを避難の基準としているが、法律で放射線管理ゾーンでの基準を0.5~1mSV未満としている。法律に定めておきながら、それ以上に危険な所に帰ることは出来ない」、とはっきり言っている。「帰ることは出来ないという現実立って、東電は補償をして欲しい」と発言しているのに、「除染して故郷に帰る」という他の町の声ばかり大きく取り上げられ、彼と双葉町の意志を知る福島県外の人びとは少ない。おそらく帰村できないだろうが、

「帰る」という構えをとりつつ、先の見えない月日に耐える。それがどんなに重い精神的負荷か、私たちは思いやることを否んできたのではないか。

避難している子どもたちの現実も、ほとんど伝えられていない。仮設住宅の子供たちの精神状態は良くない。彼らは昨年3月以降、夏近くまで、避難所で過ごした。なかには、避難所を二度、三度移動させられた人もいる。その後、仮設住宅や借り上げ住宅に移り、「避難によって他校の空き教室、プレハブ教室、公共施設の空きスペースなどを使用して再開した学校」（31校）に、スクール・バスで通学している。このような付設学級に通っている生徒は5,506人、他に県内の学校へ通っている避難生徒は3,631人（福島大学、千葉養伍、「震災後の学校状況調査」2012.3）。両者あわせて、原発事故によって従来とは別の場所で学んでいる生徒は9千人となる。

他方、放射線障害を恐れて県外へ移住していった児童生徒は2万人を超えられている。推測されることだが、家族別居になるにもかかわらず県外へ移住していった世帯は、相対的に収入や貯金があって移住が可能だったと思われる。経済的に中から上の階層の子どもは、一般的に学校の成績がよい。2万人の子供の福島脱出は、残った子どもと学校にも多くの問題を引き起こしている。

それでは、福島県内各地の避難生徒はどのような日々を送っているのだろうか。仮設住宅の集会所などでゲームに熱中し、夜遅くまでマンガを読んでいる高校生、中学生をよく見る。朝遅く起き出すと、もうスクール・バスには乗れない。学校へ行っても、学習が系統的に行われなければならない科目、例えば数学などでは、転校を重ねたために履修の抜け落ちがあり、ついて行けない。おもしろくないので学校へ行かず、このような上級生のまわりに下級生がくっついて、たむろしている。

大学生とともに仮設住宅の子供を支援してきた福島大学の三浦浩喜教授は、「保護者が希望を失い無気力状態となれば、子供たちが問題を起こす条件は十分整っている」と言う。

「どうせ死ぬんだから勉強はしない」、「自分たちは結婚できないでしょ、子ども産めないでしょ」とつぶやく子もいるという。外へ出ることが少なく、運動不足のため、風邪をひきやすく高熱を出したり、のぼせて鼻血を出す子も少なくない。

教師も足ぶみ状態にある。多くの生徒が出て行ったため、514人の教師が余ってしまった。彼らには「兼務辞令」なるものが出され、すでに担当がいる授業に加わるように命じられたが、現場では仕事がない。生徒の「心のケア」を担当するように云われても、どうするのか、計画案があるわけではない。「心のケア」なるものが、放射線の測量に行くことであったり

した。無方針の結果、「心のケア」先生が心を病むという事態にまでなった。しかし県教育委員会は現実を否認したまま、従来どおりの学校があり、生徒がいるかのように、装っている。文科省は900億円を福島県の教育関係に使うと知っているが、幻の学校、無意味な政策に消えていこう。

岩手、宮城の海岸部被災地と比べ、福島県中通りの仮設住宅はひっそりとしている。将来に向かって、住民の話し合いも乏しい。これからどうするか、避難住民の間での会話こそが気力や希望の源泉だが、扉を閉ざして引き籠っている。

楢葉町の廣徳院高齊寺（真言宗智山派）の住職、島秀隆さんは、避難先のいわき市でこう言われた。「福島の人びとは被災者ではなく、被害者です。福島の様子は良くないが、今のところ経済的には悪くないんです」と。

福島の避難者は東京電力より、一世帯当たり100万円の補償一時金、および一人一か月につき10万円から5万円ほどの生活費が出ている。医療費は全額補償になっている。消費水準があまり高くない地方の人びとにとって、この額はかなりのものである。差し当たり生活していくことができるので、自分たちであえて立ち上がる必要がないということだ。

それでは、待っていれば良い展望が開かれてくるのだろうか。そもそも何を待っているのか、分かっているのだろうか。この問いは、福島県の被害者に対してだけでなく、原発事故を見つめる私たち皆に出されている。

待っていれば、子どもたちの状態は良くなるのか。学校は良くなるのか。福島県教育委員会は調べもしないで、高等学校中退者はほとんどいないと言っている。虚偽に虚偽を重ね、幻に幻を映した被災地認識から、真つ当な政策が作られるだろうか。

一年半がたった。人は期限が区切られた困難には、それが極めてつらい辛いものでも耐えられる。だが、終わりなき困難には耐えられない。この様な対話なき足踏みのなかで、絶望した中高年層の自殺が伝えられるようになった。だが厚生労働省社会援護局は、関連死認定基準として、「自殺は精神疾患に基づくものであり、精神科医により診断されていること」の通知を出している。被害者も被災者も外からの社会的要因に苦しんでいるのに、個人の精神疾患に擦り替えられている。精神科受診しなければ、自殺も正しく認識してもらえないのか。目を開けて、はっきり事実を知ろうではないか。

## 県内避難者支援活動

# 複数の支援団体が結集し 総合力で避難者を後押しする

2012年11月24日(土) 前橋市総合福祉会館で「つなげよう今、そして未来」をテーマに、ぐんまボランティアフォーラム2012が開催された。大震災の支援活動をさらに広げ、深めていくためには同分野または異分野の「つながり」は大きな推進力となるとし、その「つながり」をさらに強めていく一環としてのフォーラムである。1階会場ではボランティア、NPO、大学等の震災支援活動を紹介するパネル展示コーナーが設けられた。群馬司法書士会も仮設巡回訪問の写真、群馬司法書士新聞震災対策特別号を展示し震災に対する取り組みを紹介した。



関係者、県内避難者を含め200名程の来場者があり、会場が賑わった。午後は4会場で分科会が開かれたが、筆者は「県内避難者支援の今ー私達にできる支援とはー」と題する第1分科会に参加した。先号の新聞でも紹介しているが「ぐんま暮らし応援会」は栃木県をモデルに県内避難者支援活動をしている。



現在の栃木県の活動が群馬県の将来の活動を占う事になると思われる。「とちぎ暮らし応援会」運営委員が栃木県での取り組みについて紹介した。

県内避難者支援の活動に取り組む群馬司法書士会にとって興味深い話もあった。群馬県内に避難されている方々が我々の活動を理解していただければ一助になる事を期待して分科会の内容を群馬県版として御紹介したい。

今年4月現在、福島県から県外に避難している人々は全国に6万2,736人。一番多く避難者を受け入れているのが山形県で1万2,808人。群馬県は全国10位で1,854人。11月現在で4人が群馬を離れ1,850人になっている。4月から7か月過ぎてもほとんどの人達が群馬に

居を構える。何を物語っているのか。

「いつかは戻りたいけど、今は戻れない」「戻れないし、戻りたくない」個々様々な理由はあるだろうが、「群馬が気に入った、移住したい」という声は「集い」でもよく聞かれた。

支援活動は避難初期の生活物資の配布等に始まり、移行期の不安への対応、そして現在に至っている。現在は新たなコミュニティづくり、従来のコミュニティの繋ぎ直しが急がれる。また、

県内避難者は分散して生活しているため要支援世帯の把握と支援が必要とされる。「ぐんま暮らし応援会」が毎月継続して開いている「避難者の集い」は上記の新たなコミュニ



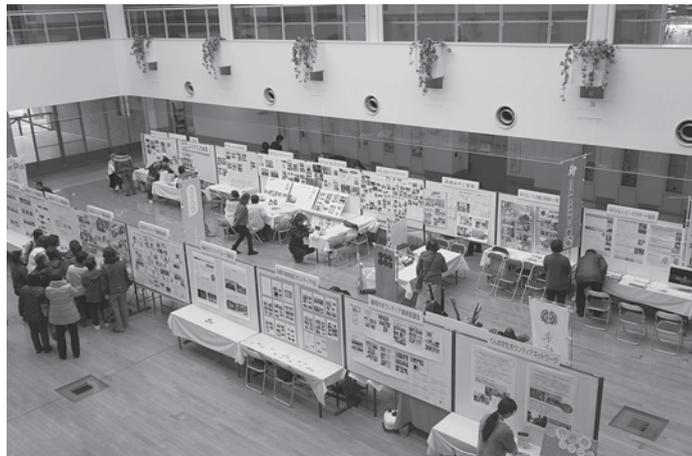
午前中に行われたパネルトーク

ティづくり等の支援の実践といえるのではないか。群馬県内避難者の受け入れ状況を見ると前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市で計1,271人である。県内避難者の7割を5市で受け入れている。今後は、集い開催地を東毛に広げていくことを考えている。

「ぐんま暮らし応援会」は群馬司法書士会、群馬県社会福祉協議会、群馬県精神保健福祉士会、ボランティア団体、NPOなど、複数の団体が力を結集し県内避難者の支援に当たっている。心強い限りである。県内避難者の方々は、この組織を利用して欲しい。

今後の方針として、「集い」の拡大と避難市町村地域ごとの「ミニ集い」の実施、参加できない方の訪問支援活動、時間の経過と状況変化に対応しつつ、その時毎に必要な支援を柔軟に実施して行く事とした。最終的には避難当事者が自立して立ち上がるための支援が重要である。

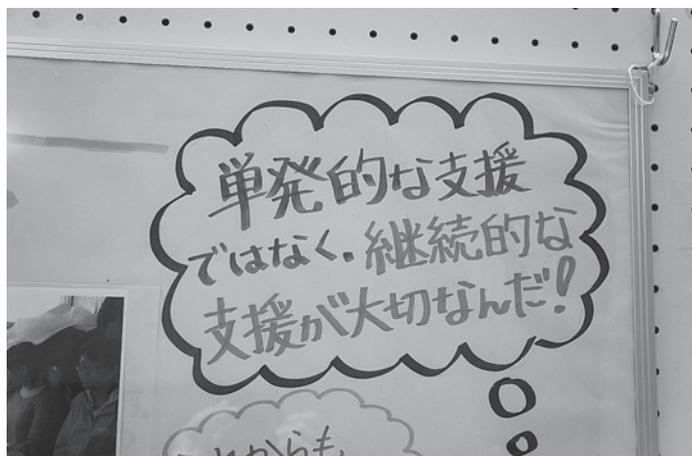
結びとして、一過性でなく、背伸びをせず、避難者の方々の主体性を尊重しつつ活動していくことを確認した。



各支援団体が活動状況をパネル展示で紹介。団体数は42にのぼる。

イづくり等の支援の実践といえるのではないか。群馬県内避難者の受け入れ状況を見ると前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市で計1,271人である。県内避難者の7割を5市で受け入れている。今後は、集い開催地を東毛に広げていくことを考えている。

「ぐんま暮らし応援会」は群馬司法書士会、群馬県社会福祉協議会、群馬県精神保健福祉士会、ボランティア団



何事も重要なのは継続

(しまださだお)

## 損害賠償請求支援司法書士団の動き

**質問Q** 原発事故損害賠償請求支援司法書士団とは、どんな団体ですか。

**答えA** みなさんが、東京電力に原発事故による損害賠償請求をするとき、これを支援するボランティア団体です。

支援はあなたの担当司法書士が直接します。また、相談会のように一回限りでなく、継続して行います。

**質問Q** どのように依頼すればいいのですか。

**答えA** 下のフリーダイヤルの電話番号にお電話下さい。受付の司法書士が少しお話を聞かせていただき、要望があれば、担当の司法書士を決めます。2、3日中に担当司法書士から電話がいきます。そこで詳しくお話を聞かせていただきます。

**質問Q** 費用はどうなるのですか。

**答えA** 相談や東電への補償請求書の作成のお手前は、無償です。「原子力損害賠償紛争解決センター」の和解仲介申立をする場合は、原則、民事法律扶助を利用させていただきますので、所定の費用がかかります。その場合でもできるだけ低廉にと考えています。

**質問Q** どのような場合に、お願いするのがいいのでしょうか。

**答えA** 東電の補償に納得できない方、ご自身の事情に即した賠償請求をしたい方、東電が示している基準に該当しない方、自主避難している方、ご自身だけでは、補償請求書の作成がままならない方などです。

もちろん、それ以外の方は、ご相談にも応じますが、ご相談だけの場合は、群馬司法書士会のホットラインフリーダイヤルのほうがよいでしょう。

\*\*\*\*\*

## 「紛争解決センター」 利用手続きを支援します。

- ① 東電の補償に納得できない方
- ② ご自身の事情に即した賠償請求をしたい方
- ③ 東電が示している賠償基準に該当しない方

下記フリーダイヤルまでお電話下さい。

### 「原発事故損害賠償請求支援司法書士団」

フリーダイヤル **0120-440-744**

月～金曜日（祝日を除く）午前10時～午後4時

支援活動は原則無償で、継続的にいたします。

（場合により法律扶助制度の援助を利用させていただくこともあります）

### 「原発事故損害賠償請求支援司法書士団」

事務局 群馬県富岡市富岡131番地 櫻井裕司法書士事務所

（「原発事故損害賠償請求支援司法書士団」は、東電への賠償請求を支援するボランティア団体です。）

## 東電会長が賠償請求権を 長期にわたって存続させる新制度が 必要との考えを明らかにした

損害賠償の請求権は3年で消滅すると民法で定められているが、東電による賠償作業が長期化しており、被害者に時効への不安が広がっていた。東電が裁判所に要求しない限り、請求権が3年でなくなる「消滅時効」は適用されない。だが弁護士でもある東電会長は「件数も多く被害は多種多様。実務経験上、東電が個別に時効を使うとか使わないとかで対応できるレベルではない。国や関係官庁でしかるべき立法措置が必要だ」との考えを明らかにした。

(Yahooニュースビジネスより・2012/11/29)

### ※ 特集予告の変更 ※

群馬司法書士新聞とホットラインは避難されている方々と司法書士との間をつなぐパイプの役目を果たしています。新聞で情報提供をし、ホットラインを通じて相談を受ける。我々は循環型支援と名付けています。ホットラインが設置されたのが昨年4月4日。あれから1年8か月が過ぎようとしています。はたして、寄せられた相談内容から浮かび上がるものとは。

次号では

### 『被災者支援ホットライン相談事例集』

を特集いたします。

群馬司法書士新聞震災対策特別号のバックナンバーは  
群馬司法書士会ホームページで見ることができます。

第1号から掲載されています。是非ご覧下さい。

群馬司法書士会震災対策活動記録（平成24年11月）		
日付	種別	時間
2012/11/01（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/02（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/05（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/06（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/07（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/08（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2011/11/09（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/10（土）	ぐんま暮らし応援会 県内避難者の集い 於：高崎市役所	14：00～
2012/11/12（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/13（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策本部会議	18：00～
2012/11/14（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	原子力損害賠償紛争解決センターに提出する書類作成業務に関する研修会 於：福島ビューホテル西館3F会議室	13：00～
2012/11/15（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2011/11/16（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	相馬市役所相談会	13：00～17：00
2012/11/17（土）	南相馬復興支援事務所相談会	10：00～12：30
2012/11/19（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/20（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/21（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/22（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/24（土）	ぐんまボランティアフォーラム	9：30～16：30
2012/11/26（月）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/27（火）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/28（水）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
2012/11/29（木）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策懇談会（野田教授）	18：00～
2011/11/30（金）	被災者支援ホットライン当番	10：00～13：00
		13：00～16：00
	震災対策懇談会（野田教授）	18：00～

# 司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル



## 0120-313-633

(通話料無料)

月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時

### <ご相談内容>

- 原発補償請求手続のご相談
- 「二重ローン」問題のご相談
- 震災関連の各種法律相談・手続相談
- 「心の問題」についてのご相談
- 生活上の困りごと全般についてのご相談

## 群馬県内に避難されている皆様へ 「こまりごと相談会」開催について

群馬司法書士会では「こまりごと相談会」を開いています。  
原発賠償問題を始め、様々な「困りごと・心配ごと・悩みごと」の相談に応じております。

相談は個別面談で行います。避難者の方々の希望があれば当会から相談員を無料で派遣いたします。相談場所は避難されている方々の希望で場所は問いません。

例えば、避難されている住居に当方から訪問して相談に応じます。費用は一切かかりませんので、是非ご連絡を下さい。お待ちしております。

詳細は下記にお電話ください。

## 027-224-7763